

★川崎市議会初★



## 市制 100 周年記念デジタル副読本 「まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ——私たちの川崎市議会」を制作しました！

川崎市議会では、市制 100 周年を機に、未来を担う子どもたちに自分の住むまちの市議会への理解を深め、まちづくりに参画するきっかけとするため、市議会の仕組みや活動内容について詳しく、楽しく知ることができるようデジタル副読本を制作しました。

学校における主権者教育の推進に活用していただけるよう、GIGA 端末上のポータルサイトに掲載するほか、市議会ホームページで公開いたします。

### 1 副読本の名称

まちの明日、私たちの将来を考え、話し合うところ ——私たちの川崎市議会

### 2 公開日

令和6年10月8日（火）

### 3 推奨学年

中学3年生

### 4 公開場所

GIGA 端末及び市議会ホームページ



市議会ホームページ URL:

<https://www.city.kawasaki.jp/980/page/0000169383.html>



### 5 掲載内容

- (1) 市議会・市長の役割
- (2) 市議会の権限
- (3) 市議会の構成
- (4) 市議会の運営
- (5) 市議会の諸原則
- (6) 市民と市議会
- (7) 議会の施設や設備を見てみよう
- (8) 川崎市議会に関するデータを見てみよう
- (9) 市議会なんでもQ & A

## 6 主な特徴

- (1) 写真やイラストを多く使って子どもたちの興味を引きながら学習を深めることができる内容になっています。

1 市議会・市長の役割  
議事機関と執行機関との関係

議事機関である市議会と執行機関である市長（市役所）はお互いに独立・対等な立場に立ち、けん制や協力をし合うことで、調和と均衡を図りながら、より良い市政の実現を目指しています。

- (2) 憲法、地方自治法等に基づいた市議会の基本的な仕組みと仕事を詳しく説明しています。

2 市議会の権限  
議決権

市議会は、次に掲げる事件を議決します。

- 条例の制定、改廃
- 予算の決定
- 決算の認定
- 地方税の賦課徴収や使用料・手数料等の徴収
- 契約の締結
- 財産の取得、処分
- 市が当事者になって裁判を起こすことや、和解、あっせんなど

●地方自治法第96条

- (3) 普段見ることができない議場や委員会室を豊富な写真と動画で紹介しています。

7 議会の施設や設備を見よう  
本会議場-議長席

議長席

市議会議員の中から選ばれた議長が座ります。議長は、市議会を代表するとともに、会議が円滑に進むよう議事進行します。

問合せ先

川崎市議会 議会局広報・報道担当 いくみ 井汲  
電話：044(200)3364